歩くボランティア通信

第 35 号（2024. 3 月発行）

渡すな危険！お金とカード

特殊詐欺の被害が急増しています！

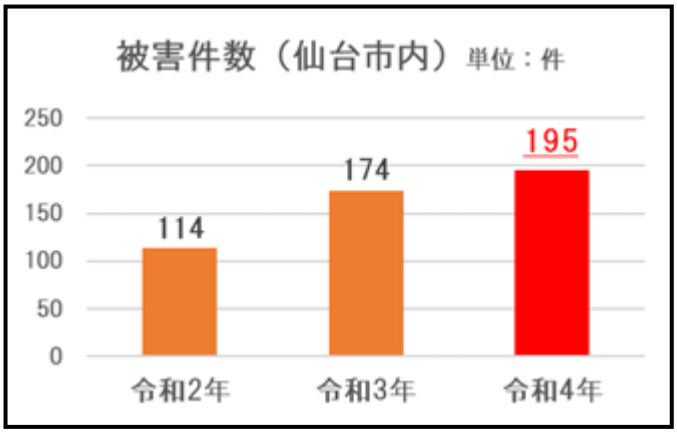

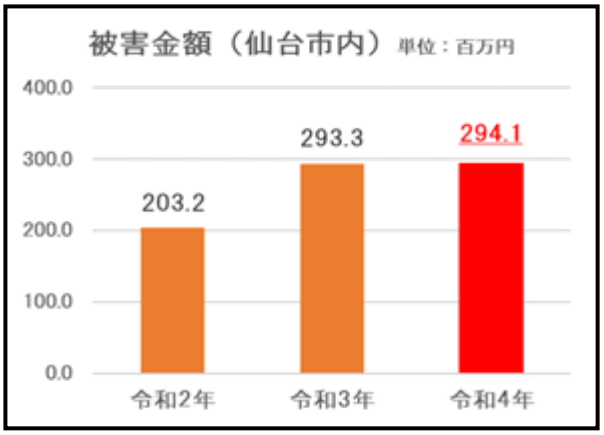

仙台市内における特殊詐欺被害は年々増加しており、令和４年の被害件数は195 件、被害額は約３億円でした。令和５年の被害額は約 4.4 億円（11 月末時点）と昨年を上回る被害が確認されています。詐欺グループは常に新しい手口で手当たり次第に電話をかけてきます。一般的に高齢者が狙われやすいと言われますが、誰の電話にもかかってくる可能性があります。お金にかかわる電話が来ても焦ってはいけません。心当たりがなければ、一呼吸置いてから家族や近所、最寄りの交番など信頼できる方に相談しましょう。

宮城県警察では、呼び出し時に「この通話は録音されています」など特殊詐欺を撃退するメッセージが流れる固定電話機を購入した方に、購入額の２分の１（最大 7,000 円）の補助金を交付する事業を実施しています。この制度については、宮城県警察（代表電話：０２２－２２１－７１７１）にお問い合わせください。

また、県内の特殊詐欺被害の 60%以上が仙台市に集中していることから、仙台市においても、令和６年度中に同様の補助金事業を開始します。申請開始時期など詳しくは市政だよりやホームページに掲載する予定です。

歩くボランティア活動時のポイント

活動を行うときは、以下の点に留意しましょう。

1. 動きやすい服装や靴を着用し、反射材や防犯用品（防犯ブザー等）を携帯する。
2. 安全のため、地域の実情をよく確認し、危険な場所には近づかない。**犯罪行為を見かけた場合でも直接注意はせず、必ず 110 番通報をする。**
3. 犯罪が起こりやすいと想定できる箇所（ホットスポット）を重点的にパトロールし、安全が確保できるときは、一定時間（5～10 分程度）とどまる。

▼△防犯講座をご利用ください▽▲

仙台市防犯協会連合会では、町内会や老人会向けに出前式の防犯講座を実施しています。

- **費用…無料**
- **時間…60 分～90 分程度**
- **会場…各団体でご準備願います**
- **内容…仙台市の犯罪発生状況、特殊詐欺対策など、ご相談に応じて実施します。**
- **連絡先**

仙台市防犯協会連合会（仙台市市民生活課内）
電話:022-214-4261 FAX:022-214-1091

空き家の適切な管理にご協力ください

「空き家を放置すると・・・」

建物の倒壊や外壁材等の落下等により近隣の家屋や通行人などに被害を及ぼした場合、
所有者等が**損害賠償などで管理責任を問われる**ことがあります。

空き家を適切に管理するため、

- ○定期的な建物、土地の確認！
- ○窓の解放、雨漏りの点検！
- ○雑草の除草、樹木の剪定！
- ○郵便受けの整理！
- ○不法投棄の確認及び清掃！

などにご協力をお願いいたします！

空き家を所有している方、これから空き家を所有する（相続など）可能性のある方へ

各種相談制度をご用意しております。お悩みの方はぜひお問い合わせください。

○**空き家総合相談会**（隔月開催・予約制）　☎市民生活課　022-214-6148
―相続や売買など、空き家に関する幅広いご相談に専門家が対応します。

○**住まいの活用相談制度**　☎住宅政策課　022-214-8330
―仙台市内にある住宅の活用（売却・賃貸など）に関するご相談に対し、不動産・法務・建築の専門団体の相談窓口をご紹介します。

市では、市民からの相談により、適切に管理されていない空き家の所有者に対し助言や指導を行い、改善が進まないときは、勧告や措置命令、氏名等の公表を行う場合があります。

◆◇適切に管理されていない空き家を発見した場合には◇◆

・各区役所（区民生活課）　青葉区役所☎225-7211（代表）　宮城野区役所☎291-2111（代表）　若林区役所☎282-1111（代表）
太白区役所☎247-1111（代表）　泉区役所☎372-3111（代表）

・各総合支所　宮城総合支所（まちづくり推進課）☎392-2111（代表）　秋保総合支所（総務課）☎399-2111（代表）

○● 仙台市総合コールセンター「杜の都おしえてコール」をご利用ください ●○

市役所・区役所の手続きやさまざまな制度に関するご質問に分かりやすくお答えします。「区役所のどの課に相談したらいいのだろう」「活動中、気になる箇所があったので担当課に報告したい」など、いつでも安心してご利用ください。

電話　022－398－4894　ファクス　022-398-5070

受付時間：平日午前８時から午後８時まで
土曜・日曜・祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は午後５時まで

転居される方は住所変更や登録抹消手続きをお願いします

お引越しや生活の変化などで活動が難しくなり、登録抹消を希望される方や、住所の変更を希望される方は、右の内容について事務局までご連絡をお願いいたします。郵便物が届かない場合には、登録を抹消させていただくことがあります。

①氏名　②登録番号（分かる場合のみ）
③生年月日　④電話番号　を、
「住所変更希望」又は「歩くボランティア登録抹消希望」として、
電話・FAX・メールで事務局までご連絡ください。

発行：歩くボランティア事務局
〒980-0802　青葉区二日町 1-23　アーバンネット勾当台ビル９階
仙台市役所二日町第四仮庁舎　仙台市市民生活課内
電話 ： 022－214－6151　FAX ： 022－214－1091
メールアドレス ： sim004110@city.sendai.jp